

## 熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱

(令和2年4月1日決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等活用の事業運営を支援し活用の促進を図ることを通じて、地域商業の活性化と市民の暮らしやすさの向上に資することを目的として、市が予算の範囲内で交付する空き店舗等活用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 前項の補助金に関しては、熊谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成17年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗等 次に掲げる要件の全てを満たす施設をいう。

ア 熊谷市立地適正化計画における都市機能誘導区域内又は都市計画法に基づく熊谷市内の商業地域若しくは近隣商業地域内に所在し、6か月以上使用されていない空き店舗、空き家等

イ 路面店及び居住用用途でない建物内における2階以下の建物内店舗

ウ 大型商業施設等のテナント型店舗でないもの

エ 新たな活用により、近隣店舗ににぎわいの相乗効果が見込めるもの

(2) 事業者 新たに商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者のうち、空き店舗等に出店しようとするもので市長が実施する事業等に協力できるもの、かつ次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」を行おうとする者

イ 熊谷市内において、店舗を移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者

ウ この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者

エ 空き店舗等の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人

オ 昼間の営業ができない者

カ 市税等を滞納している者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

ク 開業に際して法律に基づく必要な資格を有しない者

ケ その他市長が不適切と認める営業を行っている者

- (3) 事業サポート機関 空き店舗等活用を促すための環境づくりを進め、事業者の計画づくりを支援し、円滑かつ着実な事業化推進を図るための機関で、熊谷商工会議所及びくまがや市商工会をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、事業者が行う小売業及び飲食業のほか、地域コミュニティ醸成に寄与する事業又は地域活性化に資すると市長が認める事業とし、事業サポート機関の指導を受け3年以上継続して営業又は運営することが見込まれると審査された事業であって、顧客獲得の段階を踏まえ、1件の空き店舗等で単独の事業者が営業又は運営を行う出店形態とする。

(事業サポートの委託)

第4条 市長は、空き店舗等活用を促すための環境づくり及び事業者の計画づくりを専門的な視点から支援し、円滑かつ着実な事業化推進を図るため、熊谷商工会議所及びくまがや市商工会に事業サポート業務を委託するものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金交付の対象となる経費、補助金交付の額及び限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内外装・設備工事費及び開業費
- (2) 1事業当たり50万円を限度とする
- (3) 他に補助金を受けた場合は、助成額を補助対象経費から除外とする

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業サポート機関の推薦書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条による申請書を受理したときは、事業の内容、収支の状況等を勘案し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

(報告書の提出)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を完了したときは、当該補助事業終了後30日以内に熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業サポート機関の支援報告
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条による報告書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、事業費別内訳書を添えて、熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 補助事業者は、やむを得ず補助金交付後1年以上継続して営業又は運営することが困難となった場合は、補助金額の5割を返還するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに第6条の規定による補助金の交付申請をした者に係る第3条から第11条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所

申請者氏名

熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- |            |                    |   |
|------------|--------------------|---|
| 1 補助金交付申請額 | 金                  | 円 |
| 2 添付書類     | (1) 事業計画書          |   |
|            | (2) 事業サポート機関の推薦書   |   |
|            | (3) その他市長が必要と認める書類 |   |

様式第2号（第7条関係）

熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 ㊟

年 月 日付けで申請のあった熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金  
については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| 1 交付決定金額 | 金   | 円 |
| 2 支払方法   | 精算払   |   |
| 3 条件     | (1) 補助金を他の用途に使用しないこと。<br>(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、市長に申し出ること。 |   |

様式第3号（第8条関係）

熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所

申請者氏名

年 月 日付け 第 号で熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、下記のとおり書類を添えて報告します。

記

- |            |  |   |
|------------|--|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金  | 円 |
| 2 添付書類     | (1) 事業報告書<br>(2) 事業サポート機関の支援報告<br>(3) その他市長が必要と認める書類 |   |

様式第4号（第9条関係）

熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 ㊟

年 月 日付けで実績報告書の提出があった補助事業については、下記  
のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

様式第5号（第10条関係）

熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金請求書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所

申請者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった補助金  
について、下記のとおり書類を添えて請求します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 請 求 額    | 金 | 円 |